

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2022年4月1日現在

～2022年3月31日

2022年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 （略）

2 料金額

2-1 （略）

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1～2-2-1-8 （略）

2-2-1-9 Universal One Virtual機能

月額

区 分			単 位	料金額
仮想閉域網を構築できる機能	仮想サーバに係るもの	日本国内に設置されるもの	1台ごとに	1,000円 (1,100円)

	仮想クライアントに係るもの	(略)	(略)	(略)
--	---------------	-----	-----	-----

備考

1～3 （略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年 5月10日

第1章～第13章 （略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 （略）

2 料金額

2-1 （略）

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1～2-2-1-8 （略）

2-2-1-9 Universal One Virtual機能

月額

区 分			単 位	料金額
仮想閉域網を構築できる機能	仮想サーバに係るもの	vCore(i)	(略)	(略)
		vCore(s)	1台ごとに	—
		vCore(h)	1台ごとに	11,000円 (12,100円)
	仮想クライアントに係るもの	(略)	(略)	(略)

備考

1～3 （略）

～2022年3月31日

2022年4月1日～

4 (略)

5 (略)

6 当社は、仮想サーバの提供を開始した日が属する料金月（その料金月にその仮想サーバを廃止した場合を除きます。）及び仮想サーバを廃止した日がその料金月の初日の場合におけるその料金月は、その仮想サーバに係る仮想クライアントにつき付加機能利用料を適用しません。

7 当社は、仮想クライアント（アプリ型に係るものに限ります。以下備考7において同じとします。）に対し、機体認証機能（その仮想クライアントに係る端末設備等によりIDを認証する機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、機体認証機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとし、その他の条件は仮想クライアントに準ずるものとします。

月額

区 分	単 位	料 金 額
機体認証機能	1のIDごとに	100円（110円）

8 (略)

4 代表契約者（仮想サーバ（vCore(s)又はvCore(h)に限ります。以下備考4において同じとします。）に係る者に限ります。）は、V P Nグループと仮想サーバの接続にあたり、当社のSmart Data Platformサービス利用規約に定めるFlexible InterConnectを利用するものとします。

この場合において、代表契約者は、この機能の提供を開始した後であっても、Flexible InterConnectの利用を開始するまでは、この機能とV P Nグループとの間で通信ができないことについてあらかじめ同意するものとします。

5 (略)

6 代表契約者は、その仮想サーバに係る区分のうち、vCore(s)とvCore(h)の相互間に限り変更を請求することができます。

7 (略)

8 当社は、備考7のIDの数の算出にあたり、当社の機器の故障等により正しくIDの数が把握できなかった期間については、その期間のIDの数を0として取り扱います。

9 当社は、仮想サーバの提供を開始した日が属する料金月（その料金月にその仮想サーバを廃止した場合を除きます。）及び仮想サーバを廃止した日がその料金月の初日の場合におけるその料金月は、その仮想サーバに係る仮想クライアントについて付加機能利用料を適用しません。

10 当社は、仮想クライアント（アプリ型に係るものに限ります。以下備考10において同じとします。）に対し、機体認証機能（その仮想クライアントに係る端末設備等によりIDを認証する機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、機体認証機能に係る付加機能利用料は次表のとおりとし、その他の条件は仮想クライアントに準ずるものとします。

(略)

11 当社は、仮想サーバ（vCore(s)又はvCore(h)に限ります。以下備考11において同じとします。）に係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を準定額制とし、1の仮想サーバに係る仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を合算した額が9,000円（9,900円）以下となるとき（備考9の規定による場合を除きます。）は、仮想クライアント及び機体認証機能の付加機能利用料を適用せず、準定額利用料として9,000円（9,900円）を適用します。

12 (略)

～2022年3月31日

2022年4月1日～

[9](#) (略)

[10](#) (略)

[11](#) 当社は、[10](#)に規定するクライアントソフトウェアの動作等の完全性を保証するものではなく、その利用によって、Universal One契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

[12](#) (略)

[13](#) (略)

[14](#) (略)

2-2-1-10 (略)

2-2-2 (略)

2-3～2-5 (略)

第2 (略)

第2類 (略)

第2表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

[13](#) (略)

[14](#) (略)

[15](#) 当社は、[備考14](#)に規定するクライアントソフトウェアの動作等の完全性を保証するものではなく、その利用によって、Universal One契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

[16](#) (略)

[17](#) (略)

[18](#) (略)

2-2-1-10 (略)

2-2-2 (略)

2-3～2-5 (略)

第2 (略)

第2類 (略)

第2表～第3表 (略)

料金表別表 (略)

[附 則 \(令和4年3月14日 D P S 第00893979号\)](#)
(実施期日)

[1](#) この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

[2](#) この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

Universal One Virtual機能	Universal One Virtual機能
仮想サーバに係るもの	仮想サーバに係るもの
日本国内に設置されるもの	vCore(i)

[3](#) この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[4](#) この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。